

## 令和6年度 現況届の提出について

保育園や認定こども園を継続して利用している方（2号、3号認定）は、年1回の現況届の提出が必要です。この現況届は、保育が必要な事由に引き続き該当していることの確認や、令和6年9月からの保育料を確定するために必要なものです。提出が無い場合、継続して保育園等の利用ができなくなることがありますので、必ず提出してください。

### (1) 提出期限 令和6年8月30日必着

※保育課に郵送提出（同封の返信用封筒をご利用ください）

#### (2) すべての方が提出する書類

	提出書類	備考
1	令和6年度 現況届	世帯につき1枚です。
2	児童本人の保険証（表面のみ）	保険証の記号・番号及び保険者番号を復元できない程度にマスキングのうえ、ご提出ください。
3	保育の利用を必要とする事由を証明する書類	<u>父母それぞれに必要です。</u> （次表参照）

事由	提出書類
就  労	<自営業以外の方> 「① 就労証明書」 勤務先で証明を受けて提出してください。 <自営業の方> 「① 就労証明書」 + 「事業の状況が確認できる書類」 例) 営業許可証、請負契約書、帳簿、事務所等の賃貸契約書、パンフレット、ホームページ等又は直近の確定申告書の写し等
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が確認できるページ） ※「交付日」・「No」・「保護者氏名」が確認できるよう写しをとってください 多胎児の場合は、それぞれの母子健康手帳の写しをご提出ください
疾病・障がい	「② 診断書」及び障害者手帳等の写し（所持している場合）
介護・看護	「② 診断書」及び障害者手帳等の写し（所持している場合）
求職活動	「③ 求職活動申立書」
就  学	在籍期間が分かる書類（学生証又は在学証明書） 月あたりの授業時間数が分かる書類（時間割など）
その他	<勤務先で育児・介護休業法に基づく育休を利用している方> 「④ 育児休業状況届」 + 「会社が育児休業を認めている期間の分かる書類」 <上記以外の方（地方公務員法に基づく育児休業の場合は上記に含む）> 「⑤ 申立書」 ※下の子の育児に専念しているが、その子の1歳の誕生日翌月または入所月が属する年度内のいずれか早い方に就労を開始する方が対象です。（就労認定で在籍の保護者が、継続して申立による育児休業を取得する場合は、最長で出生児が1歳を迎える月の月末までの期間の認定が可能です）

7月に認定の変更手続き（8月変更）  
 のために父母双方の証明書類を提出済  
 の方は原則再提出不要ですが、父母の  
 どちらかが未提出の場合や変更がある  
 場合などは提出が必要です。

①～⑤は市の所定の様式です（豊橋市役所ホームページからダウンロードして利用してください）

※書類のダウンロードが難しい場合は在籍の園または市役所保育課までご相談ください。

### (3) 該当する方が提出する書類

- ・世帯に外国籍の方が居る場合 在留カードの写し（両面）  
父母＋児童（本人）、兄弟姉妹、同居の祖父母等（全員）

### (4) 認定についてのお願い

#### a. 令和6年8月変更の申請をされた方（令和6年7月20日締切の変更申請で書類提出済みの方）

現況届は7月時点の認定内容で発行されますので、8月に変更した内容に合わせて認定事由や利用時間を修正し、現況届の裏面「3 給付認定の現況確認」給付内容変更有無 有にチェックをした上で、変更内容のカッコ内に『8月変更済み』と記入してください。

なお、父母双方の証明書類が必要ですので、保護者どちらかの書類が未提出の場合は不足書類を添付の上、令和6年8月20日までに在籍の園（きょうだいで別々の園に在籍している場合は下の子の在籍園）に提出してください。

（※園に変更書類を提出する場合は返信用封筒も合わせて返却してください）

#### b. 現況届提出に際して変更があるとき

現況届の裏面「3 給付認定の現況確認」給付内容変更有無 有にチェックをした上で、変更内容のカッコ内に変更内容を記入の上、すべての証明書類等を揃えて令和6年8月20日までに在籍の園に提出してください。この場合に限り、現況届用紙を変更申請書の代わりとして取り扱いができますので、現況届の内容を修正し、すべての必要書類を添付して9月変更としてご提出ください。

現況届は世帯で1部の提出となっていますが、きょうだい別々の園に在籍している場合に変更を希望する場合は、現況届用紙及びその他の証明書類一式を、きょうだいのうちのひとりに原本、もうひとりには写しで、それぞれの在籍園に提出してください。なお、利用時間の変更等については、事前に在籍の園にご相談ください。

（※園に変更書類を提出する場合は返信用封筒も合わせて返却してください）

#### c. 現況届提出後に届出（書類の提出）が必要なとき

- ・現況届提出後、家族構成や勤務先などに変更がある場合は、速やかに在籍園及び市役所保育課へ連絡してください。
- ・申請内容の変更手続きをする場合は、変更希望月の前月20日までに給付認定変更申請書に必要な書類を添えて、園を経由して市役所保育課に提出してください。

（例：転職・離職・休職／利用時間の変更／単身赴任／婚姻（事実婚含む）／離婚／祖父母同居・別居など）

### (5) その他

- 虚偽の申請をした場合や、現況届が提出されない場合は給付認定の取り消しとなり、在籍の保育園等の継続利用はできなくなります。
- 市外へ転出した場合は、原則、豊橋市内の保育園等の利用はできなくなります。

問い合わせ：豊橋市役所 保育課

TEL 0532-51-2374

FAX 0532-56-5133